



佐賀県公報

平成16年
3月31日
(水曜日)
号外第7号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

規則

◎建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (三八・建築住宅課) 一

公布された規則のあらまし

○建築基準法施行細則の一部を改正する規則(規則第三八号)

1 建築物の定期報告に用いる書類の様式を改めることとした。(第六条及び第四号様式関係)

2 定期報告の対象となる建築設備に換気設備、排煙設備及び非常用の照明装置を加えるとともに、建築設備及び工作物の定期報告又は廃止、休止若しくは再使用の届出に用いる書類の様式を改めることとした。(第七条、第六号様式、第七号様式及び第八号様式関係)

3 この規則は、平成一六年四月一日から施行することとした。

規則

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県規則第三十八号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和三十六年佐賀県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 省令第五条第三項の規則で定める書類は、別記第四号様式その一から別記第四号様式その六までにより作成した書類とする。

第七条の見出しを「(建築設備等の定期報告)」に改め、同条第一項を次のように改める。

法第十二条第二項の規定により知事が指定する建築設備は、次の各号に掲げるものとする。

一 エレベーター(労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第四十一条第二項に基づく性能検査を受けなければならないもの及び共同住宅以外の住宅の居住の用に供されている部分に設置されたものを除く。)

二 エスカレーター

三 前条第一項の表の第一号から第四号までに掲げる建築物(床面積の合計が二千平方メートル以上のものに限る。以下この項において同じ。)の居室にあつては、法第二十八条第二項ただし書の規定により設けられた換気設備(政令第二十条の二第一号ハに規定する構造を用いた中央管理方式の空気調和設備に限る。)

四 前条第一項の表の第三号及び第四号に掲げる建築物の室(建築物の調理室、浴室その他の室でかまど、こんろその他火を使用する設備又は器具を設けたものに限る。)にあつては、法第二十八条第三項の規定により設けられた換気設備(自然換気設備を除く。)

五 前条第一項の表の第一号から第四号までに掲げる建築物にあつては、政令第二十六条の二第一項の規定により設けられた排煙設備(政令第二百二十六条の三第八号の排煙機を設けた場合に限る。)

六 前条第一項の表の第一号から第四号までに掲げる建築物にあつては、政令第二百二十六条の四第一項の規定により設けられた非常用の照明装置(開放型の蓄電池又は蓄電池と自家発電装置とを組み合わせたものを予備電源として用いるものに限る。)

第七条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十二条第二項の規定により知事が指定する工作物は、政令第三百三十八条第二項各号に掲げるものとする。

第七条に次の二項を加える。

4 省令第六条第三項の規則で定める書類は、エレベーター、エスカレーター及び第二項に規定する工作物にあつては別記第六号様式その一から別記第六号様式その十一まで、エレベーター及びエスカレーター以外の建築設備にあつては別記第七号様式その一から別記第七号様式その六までにより作成した書類とする。

5 第一項に規定する建築設備及び第二項に規定する工作物を廃止し、若しくは休止し（当該建築設備及び工作物について、最後に法第十二条第二項の報告を行った日から起算して一年を経過する日の翌日以降の日まで休止する場合に限る。）、又は再使用したときは、別記第八号様式による建築設備等廃止・休止・再使用届により届け出なければならぬ。

第三号様式を次のように改める。

別記第七号様式

第四号様式を次のように改める。

第四号様式その一(第6条関係)

定期調査票

A 建物履歴等(ヒアリング)

1 増築、改築、用途変更等の経過							
昭和・平成	年	月	日	概要()
昭和・平成	年	月	日	概要()
昭和・平成	年	月	日	概要()
昭和・平成	年	月	日	概要()
2 関連図書の整備状況							
確認に要した図書	<input type="checkbox"/> 有	(<input type="checkbox"/> 各階平面図あり)		<input type="checkbox"/> 無			
確認済証	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
	交付番号	昭和・平成	年	月	日	第	号
	交付者	<input type="checkbox"/> 特定行政庁		<input type="checkbox"/> 指定確認検査機関		(
完了検査に要した図書	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
検査済証	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
	交付番号	昭和・平成	年	月	日	第	号
	交付者	<input type="checkbox"/> 特定行政庁		<input type="checkbox"/> 指定確認検査機関		(
維持保全に関する準則又は計画	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無					
3 定期調査及び定期検査の実施状況(前回の調査・検査)							
建築物の定期調査	<input type="checkbox"/> 実施	(年	月	日)	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 対象外
建築設備の定期検査	<input type="checkbox"/> 実施	(年	月	日)	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 対象外
昇降機の定期検査	<input type="checkbox"/> 実施	(年	月	日)	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 設置無
4 防火設備の作動点検状況							
防火扉の作動点検	<input type="checkbox"/> 実施	(年	月	日)	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 対象外
防火シャッター等の作動点検	<input type="checkbox"/> 実施	(年	月	日)	<input type="checkbox"/> 未実施	<input type="checkbox"/> 対象外
5 事故、異常等の発生状況							
発覚日時	昭和・平成	年	月	日	概要()
発覚日時	昭和・平成	年	月	日	概要()
発覚日時	昭和・平成	年	月	日	概要()
発覚日時	昭和・平成	年	月	日	概要()
6 防災査察の実施状況							
前回防災査察の実施状況	昭和・平成	年	月	日			
改善指示事項	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	計画・実施状況	(
7 その他特記事項							

	●擁壁に転倒等のおそれはないか								敷地
	●擁壁の水抜きパイプは適正に維持されているか								敷地
	●がけに安全上支障のある異常は見られないか								敷地
③屋外機器の劣化・損傷状況	○塗膜劣化、錆、腐食等はないか								構造
	○構造部材にゆるみ又は破損しているものはないか								構造
④植栽の管理状況	・樹木の枝等が通行等の支障となっていないか								
4 その他特記事項									

- 注 1 「●」印は、建築基準法に基づき報告を要する点検項目である。
 2 「○」印は、防災上特に注意を要する点検項目である。
 3 「・」印は、所有者・管理者へ報告を要する点検項目である。

②パネル面 (塗装を 含む。) の劣化・ 損傷状況	○変色、退色、膨れ、剥がれ、 腐食等の劣化はないか								構造
③シーリン グ材等の 劣化・損 傷状況	○シーリング材の界面剥離、弾 力低下等は見られないか								構造
4 窓、サッシ等									
①サッシ等 の維持保 全状況	○開閉等に不具合はないか								構造
	○ガラスの破損、鉄線の錆等は ないか								構造
②サッシ等 の劣化・ 損傷状況	●腐食、ゆるみ等による落下、 外れ等のおそれはないか								構造
	○錆、腐食、塗装面の劣化等は ないか								構造
	○斑点腐食及び接合部等のゆる みがある箇所はないか								構造
③ガラスの 固定状況	●はめ殺し窓のパテが硬化し、 ひび割れ等がないか								構造
5 看板、空調室外機等									
①緊結等の 状況	●構造体への緊結状況は適切か								構造
②劣化・損 傷状況	○錆、腐食等はないか								構造
6 その他特記事項									

注 1 「●」印は、建築基準法に基づき報告を要する点検項目である。

2 「○」印は、防災上特に注意を要する点検項目である。

3 「・」印は、所有者・管理者へ報告を要する点検項目である。

	●付帯金物の緊結状況は適切か								構造
②劣化・損傷状況	●剥落箇所又はひび割れ等、剥落のおそれがある箇所はないか								構造
	・ライニングに損傷はないか								
5 その他特記事項									

- 注 1 「●」印は、建築基準法に基づき報告を要する点検項目である。
 2 「○」印は、防災上特に注意を要する点検項目である。
 3 「・」印は、所有者・管理者へ報告を要する点検項目である。

	●火気使用室の煙突に防火ダンパー等が設けられていないか								一般構造
	・定期的な検査は行われているか								
8 雨漏り・漏水等									
①雨漏りの状況	・外壁から雨漏り等はないか								
	・屋上部から雨漏り等はないか								
②漏水の状況	・地下室に外壁等からの漏水等はないか								
9 その他特記事項									

- 注 1 「●」印は、建築基準法に基づき報告を要する点検項目である。
 2 「○」印は、防災上特に注意を要する点検項目である。
 3 「・」印は、所有者・管理者へ報告を要する点検項目である。

	●可動式防煙垂れ壁に異常・損傷はないか								避難
	●自然排煙口の機能に障害はないか								避難
	・定期的な検査は行われているか								
4 その他の設備等									
①非常用進入口等の状況	●非常用進入口等は適正に設置されているか								避難
	●非常用進入口等からの進入に支障はないか								避難
②非常用エレベーターの状況	●乗降ロビーの構造は適切か								避難
	●乗降ロビーに排煙設備は設置されているか								避難
	○乗降ロビーに物品が置かれていないか								避難
	・定期的な検査は行われているか								
③非常用照明装置の状況	●非常用の照明装置は設置されているか								避難
	●器具は予備電源で点灯するか								避難
	●規定の照度は確保されているか								避難
	・定期的な検査は行われているか								
5 その他特記事項									

注 1 「●」印は、建築基準法に基づき報告を要する点検項目である。
 2 「○」印は、防災上特に注意を要する点検項目である。
 3 「・」印は、所有者・管理者へ報告を要する点検項目である。